

ホクレンiZAカード会員特約

第1条(名称) 本カードは、ホクレン農業協同組合連合会(以下「ホクレン」という。)と株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が提携して発行するもので「ホクレンiZAカード」(以下「本カード」という。)と称します。

第2条(会員) JCBの定めた会員規約およびJCBとホクレンとで定める本特約ならびに別途ホクレンが定めるホクレンiZAカード「キャッシュバックポイント」規定(以下「ホクレンキャッシュバックポイント規定」という。)を承認のうえ入会を申し込み、ホクレンおよびJCB(以下「両者」という。)が認めた方を会員(以下「会員」という。)とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条(提供サービスと利用) 1.ホクレン(本条においてはホクレンが提携するサービス提供会社を含む。)が提供するサービスおよびその内容については、ホクレンが書面その他の方法により通知または公表します。2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があります。3.ホクレンが必要と認めた場合には、ホクレンがサービスおよびその内容を変更することがあります。4.会員は、ホクレンが提供するサービスを受ける場合、ホクレン所定の方法により利用するものとします。

第4条(個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除) 1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、ホクレンが会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)ホクレンのサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第5条において会員が届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容(第6条において共有する情報) (2)宣伝物の送付等、ホクレンの事業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該事業案内について中止を申し出た場合、ホクレンは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。) (3)ホクレンの業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。2.会員等は、ホクレンに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、ホクレンはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。3.会員等は、ホクレンのグループ会社が、第1項(1)の個人情報を、ホクレングループ各社のサービスの提供および宣伝物の送付等事業案内の目的で、共同して利用することに同意するものとします。(共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)

第5条(届出事項の共有) 会員が、ホクレンまたはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、ホクレンまたはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について両者の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第6条(利用内容の共有) 会員は、ホクレンが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両者において共有することにあらかじめ同意するものとします。

第7条(会員資格の喪失) 1.ホクレンは、会員が次のいずれかに該当し、ホクレンの会員の資格を有するに不適格であると認めた場合には、ホクレンの会員資格を喪失させることができます。①会員がホクレンキャッシュバックポイント規定に違反した場合 ②会員がホクレンの提供するその他の特典・サービスを受けるにあたり、不正な行為があった場合 2.会員がホクレン会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第8条(本特約の改定等) 1.本特約の改定は、JCB会員規約(会員規約およびその改定)が適用されるものとします。2.本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

<ご相談窓口>

ホクレンに対する個人情報の開示、訂正、削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

ホクレン農業協同組合連合会 SS運営開発課
〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目
011-232-6176

ホクレンiZAカード「キャッシュバックポイント」規定

第1条(規定の目的等) 1.本規定はホクレン農業協同組合連合会(以下「ホクレン」という。)と株式会社ジェーシービーまたは株式会社ジェーシービーおよび株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社(以下「JCB」という。)との提携により発行するホクレンiZAカード(以下「iZAカード」という。)の会員(以下「会員」という。)に対して提供するiZAカードのご利用特典(以下「キャッシュバックポイント」という。)の内容、およびその特典を享受するための条件を定めたものです。2.ホクレンおよびJCBは、必要と認めたときはいつでも事前、または事後に会員に文書にて通知のうえ、この規定を変更できるものとします。

第2条(ホクレンキャッシュバックポイントの内容等) 1.ホクレンキャッシュバックポイントとは、会員がホクレンの組織する農業協同組合の給油所(以下「ホクレンSS」という。)でiZAカードによりホクレンが指定する商品(以下「指定商品」という。)を購入した場合、所定の期間内に獲得したポイントに応じて、購入月の翌月以降の本カードのご利用代金のお支払い時に還元金を受け取ることができる制度です。

2.JCBおよびホクレンでおこなう他のポイントプログラム(ホクレンが特に認めるものは除く。)は、iZAカードでは利用することができません。

第3条(ポイントの付与) 1.ポイントは、会員のカード利用日にかかわらず毎月15日にJCB所定の方法によって締め切られた本カードのご利用代金のうち、金融サービス、各種ローン、iZAカード年会費、その他JCB所定のものを除いた合計金額(以下「カード利用金額」という。)に対し所定日に付与されるものとし、当該ポイントを当月の「買上ポイント」とします。2.買上ポイントは、会員がショッピング分割払いまたはショッピングリボ払いを指定した時は、当該利用にかかわる代金の総額を対象として最初のお支払い時に一括して付与し、会員がショッピング2回払いおよびボーナス1回払いを指定した時は、それぞれお支払い時のお支払い金額に対し付与します。3.ホクレンまたはJCBは、特定の会員に対して別途「特別ポイント」を付与することができます。4.ポイントは、ポイントが付与された日が属する月(以下「ポイント付与月」という。)の翌月(以下「還元対象月」という。)の指定商品の購入に限り有効で、別の月に適用することはできません。5.ホクレンまたはJCBは、会員がiZAカード会員規定、本規定、もしくはJCB会員規約を遵守していないと認めた場合、当該会員へのポイントの付与を拒否、または保留することができます。6.家族会員のiZAカードご利用金額にもとづくポイントは、当該家族会員の属する本人会員のポイントと合算してその本人会員に付与されます。7.ホクレンおよびJCBは、本人会員に付与するポイントの上限を定めることができます。

第4条(ポイントの取消し) 商品・役務等の購入取消し等により、会員のiZAカードご利用代金の全部または一部が取り消された場合、当該取消し額に応じたポイントは、JCB所定の方法により取り消されるものとします。

第5条(ポイントの計算) 1.会員の買上ポイントは、各月のカード利用金額(1,000円未満は切捨てとする。)に対して、1,000円ごとに1ポイントとして算出され、その会員に付与されます。2.特別ポイントは、ホクレンまたはJCBがあらかじめ告知する所定の条件・方法によって算出され、その対象会員に付与されます。

第6条(ホクレンキャッシュバックポイントの還元) 1.前条で計算された買上ポイントと特別ポイントの合計を会員の総獲得ポイントとし、総獲得ポイントに指定商品ごとにホクレンおよびJCBが定める10ポイントあたり所定の率を乗じて、会員が指定商品を購入する場合に適用される指定商品1リットル当たりの還元単価を算出(小数点第1位未満四捨五入とする。)し、指定商品別に会員へのご利用代金明細書に表示します。2.還元金は、前項によって確定した指定商品1リットル当たりの還元単価に、還元対象月の指定商品それぞれの購入量を乗じて算出(1円未満切り捨てとする。)します。3.還元金は、還元対象月に会員が購入した指定商品の代金のお支払い時に、指定商品ごとの購入金額の合計のうち、還元金額と同額の金額と相殺することによって支払われます。4.ホクレンは、キャッシュバックポイントの還元対象となる指定商品の各月の購入限度量を定めることができます。

第7条(還元の条件) 1.キャッシュバックポイントによる還元の対象は、iZAカード取扱いのホクレンSSでの指定商品の購入に限られます。2.キャッシュバックポイントは、ポイント付与月にポイントを獲得した本人会員およびその家族会員が所持するiZAカードで、還元対象月に権利を行使しなければ無効になります。3.ホクレンまたはJCBは、会員がiZAカード会員規定、本規定、もしくはJCB会員規約を遵守し

ていないと認めた場合、当該会員への還元を拒否、または保留することができます。

第8条（複数カードの取扱い） 会員がiZAカードを複数枚所持している場合には、本規定にもとづき本カードごとにポイントを計算のうえ還元単価を確定し、還元金の支払いをおこなうこととなりますので、それらを合算することはできません。

第9条（公租公課） 会員は、キャッシュバックポイントで受けた還元金について公租公課が課せられる場合、当該公租公課を負担するものとします。

第10条（権利の消失） 会員がiZAカード会員資格を喪失した場合、会員がすでに蓄積されているポイントおよび本規定におけるすべての権利・義務は自動的に消滅するものとします。

第11条（権利の譲渡等） 会員はキャッシュバックポイントにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第12条（キャッシュバックポイントに関する疑義等） ポイントの付与、ポイントの有効性、還元金額など会員のキャッシュバックポイントに関する疑義は、ホクレンまたはJCBの決するところによります。

第13条（終了・中止・変更等） 1.ホクレンおよびJCBは、キャッシュバックポイントを終了もしくは中止、または内容変更することがあります。 2.キャッシュバックポイントの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

(TK104100・20221201)